

◎パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）に対して提出された意見等及びそれに対する市の考え方

標記のパブリックコメントにおいてご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見等の内容及びそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

今後とも、市政へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1. 案件名 えびの市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（案）
2. 意見募集期間 令和3年10月1日から10月31日まで
3. 意見等提出件数 8件（1名）
4. 意見等の内容と市の考え方

意見等の内容（要旨）	市の考え方
<p><b>1</b></p> <p>パートナーシップ宣誓制度実施要項（案）には、性悪説の視点で考えると内容に不備が多いと考えられ、現時点での導入に反対。（詳細については以下 7件）</p>	<p>本制度は、一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことをえびの市長に対して宣誓し、市がその事実を認め、証明書等をお渡しする制度です。</p> <p>法律や民法に規定されている法に基づく婚姻とは異なり法的効力はありませんが、本人の意思で選択できない性自認や性的指向で生きづらさを抱えている性的少数者の方々の生きづらさや不安を少しでも軽減し、お二人が自分らしく生きることができるよう、性的少数者の方々への社会的理解が広がり、多様性を認め合いながら誰もが安心して暮らすことができる社会の実現をめざすものです。</p> <p>この制度については、性的少数者の方に、特段の権利や便宜を供与するものではなく、性的少数者であることによる生活上の制限や生きづらさを、少しでも解消するために実施するものです。</p> <p>実際に、制度導入を喜んで期待されている当事者もいらっしゃいますし、自分らしさを表に出せずに苦しんでいる当事者の方もいらっしゃるものと思われまます。</p> <p>性悪説の視点での悪用を懸念して制度を導入しないという選択ではなく、可能な限りご意見いただいた不備や不安の解消を図り、性を含む多様な個性を受け入れることができる「人権のまちえびの」として、性的少数者の方々が自分らしく生きられるよう、市民の皆さんのご意見も参考にしながら、制度導入と運用を進めさせていただきたいと考えています。制度があることで、一人でも多くの当事者の方が救われるとすれば、制度導入の意義はあると考え、SDGsの実現にも資するものと考えます。</p> <p>なお、ご意見等としていただいた詳細7件の意見に対する市の考え方を以下に示します。いただいたご意見等も踏まえ、今後も継続して制度の適正運用に努めてまいります。</p>
<p><b>2</b></p> <p>第2条(1)項で、2行目の「など」は削除が必要。このような制度の場合は、対象者を出来るだけ限定することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者として、幼児性愛者等がこの制度を悪用する恐れを生じる。</li> </ul>	<p>いただきましたご意見を踏まえ、要綱中での「性的少数者」の用語を定義した第2条第1号の文言中「など」を削り、「性と異なるものをいう。」に修正します。</p>

<p><b>3</b></p> <p>第3条(2)では、市内に転入予定者にまで門戸を広げていることに反対。</p> <p>・市内に転入後に手続きを行えば良いことである。</p>	<p>えびの市へ転入し、パートナーと共同生活を行う予定の方が、住居などの準備を行うことが想定されるため対象としています。</p> <p>なお、転入予定の場合の宣誓手続きの際、転入先のえびの市の住所が記載された転出証明書などを提出していただきます。</p>
<p><b>4</b></p> <p>第3条の(3)と(4)についての的確に確認することは出来ないと思われる。</p>	<p>宣誓者2名に配偶者がいないことは戸籍謄本等で確認します。</p> <p>事実婚については、住民票に世帯主の場合、「妻(未届)」または「夫(未届)」の記載がないか確認します。</p> <p>宣誓書以外の者と宣誓をしていないことについては、えびの市での宣誓者については確認できますが、市外でのパートナーシップ宣誓の有無に関して本人以外の自治体等へ問い合わせることはアウティングにつながることもあり、できません。</p> <p>そのため、宣誓を行うに当たって、本人に申告してもらい、宣誓書に記載していただきます。</p>
<p><b>5</b></p> <p>第3条の(5)の3～4行目の「ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、この限りでない」の必要性が分からない。</p>	<p>養子縁組をしているということは法律上親子関係になりますが、法的に婚姻が認められていない同性カップルの中には、遺産相続等法的な保護を受けるために、養子縁組を結んでいる場合があります。</p> <p>宣誓者が上記のようなパートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合、法的には親子関係であります。宣誓者同士が本来の形として望む「パートナー関係」を改めて宣誓することができるようにします。養子縁組での法的効力を変更するものではありません。</p>
<p><b>6</b></p> <p>第5条の「通称名の使用」については、その通称名が当該者の周りで広く浸透していることを市長が認められた場合という条件付けが必要ではないか。</p>	<p>通称名を使用した宣誓の場合は、第4条第1項第3号の書類として、通称名を日常的に使用している書類の写し(住所が記載された郵便物、顔写真付きの社員証など)を提出していただきます。</p> <p>このことは、別途作成する「手引き」に記載します。</p> <p>また、交付するパートナーシップ宣誓証明カードには、通称名とともに戸籍上の氏名も記載します。</p>
<p><b>7</b></p> <p>第6条1項の下3行は、上記2の理由により削除が望まれる。市内に住所を有していないものまで、この制度の対象とすることで、不必要に市役所職員の手間が増える恐れがある。(えびの市に転入するつもりがないものまで、宣誓書の写しを貰おうとすることを懸念)</p>	<p>市外からえびの市へ転入予定の方の制度利用については、上記2に記載したとおりです。</p> <p>お二人とも市外居住の方の場合は、宣誓手続きの際、転入先のえびの市の住所が記載された転出証明書などを提出していただき、また、宣誓後1か月以内に転入し、転入後の住民票の写し等を提出した段階で宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。</p> <p>なお、いただいたご意見を踏まえ、「先に宣誓書の写しを交付し」を削り、宣誓者の入居準備等の事情や相談に応じ、必要がある場合のみ対処するようにしました。</p>
<p><b>8</b></p> <p>第8条では、パートナーシップを解消した場合などに宣誓証明書等を返却するよう定められているが、返却されないケースが出るのが懸念され、その対策が定められていない。よって、宣誓証明書等の有効期限を当面は1～2年とする更新制にすべきと考えられる。</p>	<p>本制度は、法律上の効力が発生するものではなく、あくまで宣誓者がパートナーシップを宣誓された事実を市が証明するものであるため、「宣誓された事実の証明」にはじめから有効期限を設けることは適当でないと考えます。</p> <p>また、本制度の利用者にとっては、法的な婚姻が認められていない関係において、婚姻と同等程度の喜びや特別な思い・感情を抱かれる方も多いためを考慮すると、この宣誓証明書に有効期限を設けることはできないところです。</p>